

平成 24 年 11 月 9 日

「経営革新等支援機関」の認定について

筑邦銀行(頭取 佐藤 清一郎)は、中小企業経営力強化支援法に基づく「経営革新等支援機関」に認定されましたのでお知らせします。

記

1. 中小企業経営力強化支援法の概要

- (1)金融機関、中小企業診断士、税理士等、中小企業の支援事業を行う者を経営革新等支援機関として認定し、専門性の高い支援を実現する。
- (2)中小機構からの専門家派遣により、チームとして専門性の高い支援を行うための支援体制の確立、強化を行う。
- (3)質の高い事業計画の策定支援、実行支援を行う等、中小企業の経営力を強化する。
- (4)中小企業の海外展開を促進する。

2. 経営革新等支援機関について

税務、金融および企業の財務に関する専門的知識や実務経験が一定レベル以上の者を国が認定し、経営革新等支援機関を公的なものとして位置づけることで、中小企業者が安心して経営相談を受けられるようにし、中小企業の経営力の強化を図る機関のことです。

3. 当行の取り組みについて

当行では、従来より金融円滑化の推進及び、地域密着型金融の推進に取り組んでおり、今後も積極的に中小企業の皆様の経営支援を行って参ります。

(注)「中小企業経営力強化支援法」は「中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律」の略称です。

以 上

《本件のお問合せ先》

融資部経営サポート室 梅田、安武

0942 - 32 - 5335